

第1回浜松市中央卸売市場の今後のあり方研究会

日時 平成30年8月9日(木)

午前10時～

会場 中央卸売市場

3階中会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 卸売市場の方針について

(2) 市場関係者への個別ヒアリングについて

(3) 経営展望の改訂について

(4) その他

4 閉 会

浜松市中央卸売市場の今後のあり方研究会委員(協力会理事)

委員区分	役職名	備考
水産卸会社	(株)浜松魚市代表取締役社長 宮地 一郎	
水産卸会社	浜松魚類(株)代表取締役社長 白井 君夫	
青果卸会社	浜松青果(株)代表取締役社長 松井 英司	
青果卸会社	(株)浜中代表取締役社長 岡田 力也	
水産仲卸組合	水産仲卸組合理事長 荒木 定雄	
青果仲卸組合	青果仲卸組合理事長 伊藤 嗣男	
青果物商業協同組合	青果物商業協同組合理事長 村上 百里	
果物商業協同組合	果物商業協同組合理事長 松本 光由	
水産物商業協同組合	水産物商業協同組合理事長 春日 大史	
関連事業協同組合	関連事業協同組合理事長 山田 晴久	

開設者	産業部農林水産担当部長 山下 文彦 産業部農業水産課課長 北嶋 秀明	
-----	---------------------------------------	--

管理事務所	浜松市中央卸売市場	山本 和美 中村 直行 高柳 光男 古橋 育三 池谷 謙司 三浦 宏之 浅井 祐城	(法改正) " (経営展望) " "
市場協力会	市場協力会事務長	小粥 康弘	

浜 産 中 第 号
平成30年8月9日

卸売業者4社 様
仲卸業者19社 様
4協同組合理事 様

浜松市中央卸売市場
市場長 山本 和美
(公印省略)

卸売市場法改正に伴う市場関係者への意見聴取について（依頼）

日頃は、浜松市中央卸売市場業務につきまして、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、皆様ご存じのとおり、改正卸売市場法が6月22日公布されたことに伴い当該卸売市場の業務条例は、2年以内に改正しなければなりません。

つきましては、業務条例改正にあたり市場内関係事業者様のご意見を頂戴いたしまして、条例改正を進めてまいりたいと考えております。何卒、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、意見聴取の内容及び日程につきましては、別紙「意見聴取について」「ヒアリング日程表」のとおりでございます。

記

内 容 浜松市中央卸売市場業務条例の改正に伴う意見聴取について
日 時 平成30年8月20日（月）から8月31日（金）までの間
※卸売業者につきましては、管理事務所より調整をさせていただきます。
※仲卸業者につきましては、各仲卸組合において日程調整をお願いします。
会 場 管理事務所内応接室
対象者 ・ 貴社代表取締役、取引に係る取締役、販売担当者等の4名程の参加をお願いします。
・ 別紙「意見聴取について」は、ヒアリング当日に提出いただきますので、予めご承知おきください。

問い合わせ先
浜松市中央卸売市場
業務グループ：高柳 電話：427-7406

※意見聴取の際、回収させていただきます。

浜松市中央卸売市場条例改正に伴う意見聴取について

対象者：卸売業者4社、仲卸業者19社、4協同組合

1. (卸売の相手方の制限 (第三者販売の原則))

第45条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)ア 市場における入荷量が著しく多いか、又は市場に出荷された物品が市場の仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生じる恐れがある場合

イ 市場の仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後残品を生じた場合

ウ 開設区域外の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて、市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によっては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合

※ (第2号～第4号：市場間契約、その他契約)

【質問】

- ・仲卸、買参の影響は何か。差別的なのか。(※開設者として理解できていない。)
- ・毎日同じ取引ではないのか。量販店対応が中心なのか。
- ・申請理由は、第45条第1項第1号との記載だが、上記アイウのどれか。
- ・第三者販売取引方法の見直す部分はないのか。
- ・地元量販店、大手スーパー対応は、仲卸に任せるべきではないのか
- ・毎日の申請書の提出はどうか。1カ月単位とし、電子媒体による提出はどうか。
- ・市場間の転送に関する連携契約(共同集荷)を活用した第三者販売はしないのか。実はやっているが、書類が手間で申請してないのか。

※必ず、ご記入ください。

【貴社のお考え】 条例規定は、 ①必要 ②必要ない ③どちらでもいい

【貴社のご意見】 ※自由にお書きください。

※意見聴取の際、回収させていただきます。

2. (市場外にある物品の卸売の禁止 (商物一致の原則))

第47条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 開設区域内において市長が指定する場所(法第39条第1号の規定により農林水産大臣が指定した場所を含む。)にある物品の卸売をするとき。

(2) 開設区域内において卸売業者が申請した場所にある物品(卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品に限る。)の卸売をすることについて、市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと市長が認めて承認したとき。

(3) 卸売業者が、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により別表第4に掲げる生鮮食料品等の卸売をしようとする場合であつて、市長があらかじめ指名利害関係者又は市場取引委員会の意見を聴いた上で、市場における効率的な売買取引のために必要であり、取引の秩序を乱すおそれがないと認めて承認したとき。

2 前項第1号の規定による市長の指定を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書にその場所の位置、その場所に係る施設の種類及び規模を記載した書面、指定の必要性を記載した書面並びにその場所の位置を記入した図面を添えて市長に申請しなければならない。

【質問】

- ・開設区域、供給圏の設置が必要かどうか。
- ・卸売市場法改正に伴いこの規制を撤廃した場合、卸売業者として第三者販売と重ねた産地から買受人への直送も可能となるが、これをどう考えているのか。
- ・直送が主流となり、浜松市場への荷物が減少するとともに、仲卸業者、売買参加者への影響をどう考えるのか。
- ・区域指定の撤廃により、今までの開設区域外取引である兼業の区域はなくなると、すべてが卸売業務の本業と位置付けられるのか。
- ・卸売実績に係る市場使用料は、区域撤廃によって、すべて卸売業務による算定基準と考えられるのか。卸売業者として、どのように考えているのか。

※必ず、ご記入ください。

【貴社のお考え】 条例規定は、 ①必要 ②必要ない ③どちらでもいい

【貴社のご意見】 ※自由にお書きください。

※意見聴取の際、回収させていただきます。

3. (仲卸業者の業務の規制 (直荷引きの原則))

(※仲卸業者)

第54条 仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。

2 仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等であって市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしているときは、この限りでない。

(1) 仲卸業者が、市長の許可を受けていること。

(2) 仲卸業者が、市場の卸売業者が他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をする生鮮食料品等を買入れる場合であって、当該契約に基づく仲卸業者の買入れが次に掲げる要件を満たしていること。

(3) 仲卸業者が、農林漁業者等及び食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買入れる場合であって、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。

(4) 仲卸業者が、農林漁業者等との間においてあらかじめ締結した輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買入れる場合であって、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。

3 前項第1号の許可を受けようとする仲卸業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

【質問】 ※仲卸業者への質問

・直荷引きによる仕入について、どのような理由なのか。理由があるのか。

①その生鮮食料品等が市場の卸売業者からでは買入れが困難なものなのか。

②卸売業者同士の共同集荷の連携契約により他市場から買入れるもの。

③生産者等、製造業者等と新たな国内産供給に対する需要開拓締結のため。

④生産者等と輸出のために国内産農林水産物を買入れる契約締結によるもの。

第55条 仲卸業者は、開設区域内において、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の販売をしようとするときは、当該許可に係る仲卸しの業務としてする場合を除き、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を、あらかじめ市長に申請して承認を受けなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする

・この規定は、開設区域内の仲卸業者の兼業業務（第三者販売）の承認申請だと考える。

・取引委員会で承認、申請を得れば、市内大手量販店対応が可能と考えるがどうか。

・この条文の規定を廃止し、仲卸業者から自由に売買参加者、第三者販売、買出人への販売でいいのではないのか。本来ではないのか。

※意見聴取の際、回収させていただきます。

※必ず、ご記入ください。

【貴社のお考え】条例規定は、 ①必要 ②必要ない ③どちらでもいい

【貴社のご意見】※自由にお書きください。

※意見聴取の際、回収させていただきます。

3. (仲卸業者の業務の規制 (直荷引きの原則))

(※卸売業者)

第54条 仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。

2 仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等であって市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしているときは、この限りでない。

(1) 仲卸業者が、市長の許可を受けていること。

(2) 仲卸業者が、市場の卸売業者が他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をする生鮮食料品等を買入れる場合であって、当該契約に基づく仲卸業者の買入れが次に掲げる要件を満たしていること。

(3) 仲卸業者が、農林漁業者等及び食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買入れる場合であって、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。

(4) 仲卸業者が、農林漁業者等との間においてあらかじめ締結した輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買入れる場合であって、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。

3 前項第1号の許可を受けようとする仲卸業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

【質問】※卸売業者への質問

- ・卸売業者として、仲卸業者の直荷引き取引が、大きく影響しているのか。
- ・その生鮮食料品等が市場の卸売業者からでは買入れが困難なものなのか。
- ・卸売業者同士の共同集荷の連携契約により他市場から買入れるもの。
- ・生産者等、製造業者等と新たな国内産供給に対する需要開拓締結のため。
- ・生産者等と輸出のために国内産農林水産物を買入れる契約締結によるもの。

※必ず、ご記入ください。

【貴社のお考え】 条例規定は、 ①必要 ②必要ない ③どちらでもいい

【貴社のご意見】※自由にお書きください。

※意見聴取の際、回収させていただきます。

4. (売買取引の方法)

第41条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

- (1) 別表第1に掲げる物品 せり売又は入札の方法
- (2) 別表第2に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち市長が定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引
- (3) 別表第3に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引

【質問】

・市場の取引方法及び取扱品目は指定するものの、現行によるせり物品、相対物品などの詳細な規定を決める必要があるのかどうか。

※必ず、ご記入ください。

【貴社のお考え】 条例規定は、 ①必要 ②必要ない ③どちらでもいい

【貴社のご意見】 ※自由にお書きください。

※意見聴取の際、回収させていただきます。

5. (中央卸売市場の認定) 卸売市場法：H30 施行新法

第4条 卸売市場(その施設の規模が一定の規模以上であることその他の農林水産省令で定める基準に該当するものに限る。)であつて、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、農林水産大臣の認定を受けて、中央卸売市場と称することができる。

【質問】

・浜松市中央卸売市場は、認定をどのように考えるのか。

※必ず、ご記入ください。

【貴社のお考え】

①認定を受ける ②地方へ転換 ③認定を受けない ④どちらでもいい

【貴社のご意見】※自由にお書きください。

6. 兼業業務について

【質問】

- ・兼業は、卸売販売ではないのか。
- ・卸売業者の本業、兼業を合わせた卸売金額に対し、市場使用料が賦課されるべきと考えるが、違うのか。
- ・各社の定款から、卸売業務に全く関係のない例えば、不動産、賃貸業などの営業収益については、除外と考えられるがどうか。
- ・条例改正において、開設区域が撤廃される中で、今後は、開設区域外という概念がなくなり、すべてが卸売業務と判断できると思う。卸売業者は、どう考えているのか。
- ・開設区域を設けて、現行どおりがいいのか。

※必ず、ご記入ください。

【貴社のお考え】条例規定は、 ①必要 ②必要ない ③どちらでもいい

【貴社のご意見】※自由にお書きください。

※意見聴取の際、回収させていただきます。

7. (卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)

第48条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、法第15条第1項の許可を受けて卸売の業務を行う市場においてその許可に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として、物品を買い受けてはならない。

【質問】

- ・ 自社買受けの規定を廃止すれば、問題が解決するかどうか。

※必ず、ご記入ください。

【貴社のお考え】 条例規定は、 ①必要 ②必要ない ③どちらでもいい

【貴社のご意見】 ※自由にお書きください。

8. (受託契約約款)

第51条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

【質問】

- ・ 各社における規定で、会社の取引ルールとしてホームページ等で公表しなければならないと考えるため、条例で規定する必要はないのではないか。

※必ず、ご記入ください。

【貴社のお考え】 条例規定は、 ①必要 ②必要ない ③どちらでもいい

【貴社のご意見】 ※自由にお書きください。